環境美化運動を実施し

力をお願いします。 施しますので、みなさんのご協 環境美化運動を次のとおり実

〇日時

5月28日间午前8時~ 4日(旧に延期します) (当日実施できない場合は6月

○お問い合わせ

生活安全課 くらし環境G 843618 (直通)

委員会へ相談してください 農地を転用する前に、農業

外のものにする」ことをいいま 農地転用とは、「農地を農地以

地を適切に確保するため、農地 許可(市街化調整区域)が必要で 街化区域)または、町や県知事の 転用には農業委員会への届出(市 割を担っていることから、優良農 り、国内の食料供給の重要な役 農地は、作物の生産基盤であ

前に相談してください。 異なりますので、必ず申請する 用の用途によって許可の要件が を使う場合)は、農地の条件、転 調整区域の場合(区域指定制度 また、転用する農地が、市街化

○お問い合わせ

産業課 農業委員会G 842582 (直通)

び相談会を開催します 金交付申請受付会およ 経営所得安定対策交付

付申請を希望する方に対し、受 してください。 します。希望される方は必ず参加 付及び相談会を次のとおり開催 経営所得安定対策交付金の交

○交付対象となる方

販売目的で転作作物を作付す る農家の方

午前9時~午後4時 5月28日间~29日间

五霞支店2階 JA茨城むつみ 会議室

○お問い合わせ 産業課 地域振興G

2842582 (直通)

カラス駆除を実施します

力をお願いします。 り実施します。みなさんのご協 銃器でのカラス駆除を次のとお を防止するため、猟友会による 農作物及び生活環境への被害

○お問い合わせ 〇 実施区域 五霞町全域 5月14日(1)、 6月4日间、18日间 全日、日の出から日の入りまで

843618 (直通) 生活安全課 くらし環境G

相

談

消費生活相談

増えます。 お互いの相談窓口が利用可能と なり、対面で相談できる回数が 境町と共同開催となりました。 4月から消費生活相談窓口が

ますので、ご活用ください。 決に向けたお手伝いをします。 トラブルなどの相談に応じ、 さんの消費生活に関する問題や 相談は無料で、秘密は厳守 専門の相談員が、町民のみな 解

○日時・場所(五霞町)

5月11日休 午前9時~午後4時30分 役場 2階 コピー室 (正午~午後1時を除く)

5月18日休 午前9時~午後4時30分 (正午~午後1時を除く)

> ○日時・場所 (境町) 小会議室

境町社会福祉協議会 (正午~午後1時を除く) 午前9時~午後4時30分 (祝日、年末年始は除く) 毎週水曜日

○お問い合わせ

(84) 3 6 1 8 生活安全課 くらし環境G

生活相談

※相談日程については、 生活相談(人権・福祉・教育・就 ○場所 ふれあいセンター 業等)を実施しています。 隣保事業(生活相談員)による 個人の秘密は厳守しますの お気軽にご相談ください。 お問

○お問い合わせ

合わせください。

6843595 (直通) ふれあいセンター

ふくし心配ごと相談 こども・おとな

事等、専門の相談員へ気軽に相談 火曜日に開催しています。 や話ができる場として、毎月第2 発達に関することの他、生活や仕 障害やひきこもり、お子さんの

> も可能です。希望される方はお 場合は、電話相談や自宅への訪問 ひ、身近な相談窓口のひとつとし てご活用ください。 気軽にお問い合わせください。ぜ 開催場所に来ることが難しい

○場所 ○お問い合わせ 午後2時30分~午後4時 役場1階 小会議室

○日時 5月9日火

680006 (直通) 健康福祉課